

# すまいのひろば



ユトジランド  
への入口

2024年(令和6年) 11月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

## 親子ふれあい住み替え募集について

高齢者世帯が子世帯の支援のもとで安心して生活ができるよう、親子ふれあい住み替え募集を実施します。

この募集に応募できるのは、現在お住まいの都営住宅に1年以上居住している方（令和5年12月1日以前に現在お住まいの都営住宅の使用許可を受けた方）で、次の1または2に該当し、3の条件を満たす方です。

### 応募資格

- 親世帯募集  
都営住宅にお住まいで、かつ世帯全員が65歳以上（昭和34年12月15日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）で、子世帯の近くへ住み替えを希望される方（子世帯の住宅の種類は問いません。）
- 子世帯募集  
都営住宅にお住まいの子世帯で、世帯全員が65歳以上（昭和34年12月15日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）の近くへ住み替えを希望される方（親世帯の住宅の種類は問いません。）
- 住み替えにより、親世帯と子世帯の間の最短所要時間が30分以上短縮されること。または、親世帯と子世帯の間の所要時間が30分以上かかっており、住み替えにより、所要時間が30分未満に短縮されること。  
（最短所要時間は、公共交通機関を使用した場合の標準的な時間です。）

#### <申込上の注意>

- ①都民住宅、定期使用住宅、福祉住宅（民生住宅）および引揚者住宅にお住まいの方は応募できません。
- ②使用料等を滞納している方、高額所得者に認定されている方は応募できません。
- ③申込みは、親世帯または子世帯のどちらかのみとなります。両方の世帯でそれぞれ申込みをした場合は失格となります。

も  
く  
じ

●親子ふれあい住み替え募集について	123
●令和6年度 お客さまアンケートを実施します	3
●「住宅用火災警報器」を取替えています！	4
●放火を防ぐ4つのポイント	4
●火の取扱いには十分ご注意を！	5
●令和7年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について	5
●自衛消防訓練を行いましょ	6

11月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、12月2日(月)です。

口座振替ご利用の方は事前に残高の確認をお願いします。

## 募集戸数

25戸（詳細は3ページのとおり）

【内訳：親世帯募集14戸、子世帯募集11戸】

## 必要書類

（申込時）

- 1 申込書
- 2 郵便ハガキ（85円）2枚（表面に申込者の住所・氏名を書いたもの。  
抽せん番号の通知用および抽せん結果の通知用）  
※ 申込書に記入もれ等がある場合は、無効となることがありますのでご注意ください。

（当せん後）

- 1 親世帯、子世帯の住民票（「世帯全員」と記載のある続柄入りのもの）
- 2 親子の関係が確認できる書類（子世帯の戸籍謄本など）

## 申込方法

必要書類を以下の申込先まで「郵送」してください。

【申込先】〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 行

申込みは郵送で、12月13日(金)までにJKK東京 都営住宅募集センターに届いたもの  
に限り受け付けします。

## 申込書の配布期間および場所

配布期間：令和6年12月2日(月)～12月9日(月) 9時～18時 ※土・日を除く

配布期間中に、都営住宅募集センター入居案内係および各窓口センターで配布します。

## 抽せん日

令和7年1月中旬予定

日時等は抽せん番号の通知のハガキでお知らせいたします。

## 住宅のあっせん

- 1 新築住宅、車いす住宅、シルバーピア住宅へのあっせんはありません。
- 2 あっせんは、募集住宅にあき家が発生した場合に行いますので、階層等の指定はできません。
- 3 住宅は、令和7年6月頃から順次あっせんしていく予定ですが、あき家の発生状況等により時間がかかる場合があります。

## その他

入居に際しては、現在お住まいの住宅の返還や必要書類の提出など、所定の手続きが必要になります。

## パン田先生とSDGsを学ぼう～17のGoals～



問題▶太陽光、風力、地熱など、使っても減らず、  
二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーのことをなんというでしょうか？

→答えは P6

## 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに



世界には電気やガスのようなエネルギーを十分に  
使えず、不便で健康に悪い生活を送っている人がた  
くさんいます。

エネルギーは地球に悪い影響をあたえることがあ  
るので、人と地球に優しいクリーンなエネルギーを  
広めていくことも大切です。

## 令和6年12月 親子ふれあい住み替え募集 住宅一覧

### 〈親世帯が申込みできる住宅〉

申込番号	区市名	住宅名	所在地	募集戸数	入居対象	間取り	面積(m <sup>2</sup> )	エレベータの有無
1	港区	芝五丁目AP	港区芝5-18	1	1~2人	2DK	34	有
2	墨田区	文花一丁目AP	墨田区文花1-23ほか	1	2人以上	3DK	51	有
3	新宿区	百人町四丁目第3AP	新宿区百人町4-6	1	1~2人	1DK	33	有
4	江東区	大島六丁目AP	江東区大島6-3	1	1~2人	2DK	33	有
5	江東区	東陽四丁目第2AP	江東区東陽4-5	1	1~2人	2DK	34	有
6	大田区	南六郷三丁目AP	大田区南六郷3-15	1	1~2人	2DK	37	有
7	世田谷区	下馬二丁目AP	世田谷区下馬2-33ほか	1	1~2人	1DK	32	有
8	世田谷区	下馬二丁目AP	世田谷区下馬2-33ほか	1	1~2人	1DK	34	有
9	杉並区	高井戸西一丁目AP	杉並区高井戸西1-22ほか	1	1~2人	1DK	32	有
10	足立区	綾瀬七丁目AP	足立区綾瀬7-14ほか	1	1~2人	1DK	32	有
11	江戸川区	船堀一丁目AP	江戸川区船堀1-4ほか	1	1~2人	2DK	36	有
12	町田市	高ヶ坂AP	町田市金森東1-28	1	1~2人	1DK	35	有
13	清瀬市	清瀬野塩AP	清瀬市野塩2-387	1	1~2人	1DK	34	有
14	八王子市	長房AP	八王子市長房町588	1	1~2人	1DK	33	有

### 〈子世帯が申込みできる住宅〉

申込番号	区市名	住宅名	所在地	募集戸数	入居対象	間取り	面積(m <sup>2</sup> )	エレベータの有無
15	墨田区	八広五丁目AP	墨田区八広5-10	1	2人以上	3DK	55	有
16	江東区	大島四丁目AP	江東区大島4-21	1	2人以上	3DK	51	有
17	品川区	北品川AP	品川区北品川1-5	1	2人以上	2DK	41	有
18	世田谷区	新町二丁目AP	世田谷区新町2-23	1	2人以上	3DK	55	無
19	杉並区	高井戸西一丁目AP	杉並区高井戸西1-22ほか	1	2人以上	2DK	53	有
20	北区	桐ヶ丘一丁目AP	北区桐ヶ丘1-3ほか	1	2人以上	2DK	52	有
21	板橋区	板橋幸町AP	板橋区幸町45-5ほか	1	2人以上	2DK	40	有
22	練馬区	練馬北町三丁目AP	練馬区北町3-3	1	2人以上	2DK	53	有
23	葛飾区	高砂四丁目AP	葛飾区高砂4-1	1	2人以上	2DK	40	有
24	武蔵野市	武蔵野緑町二丁目第3AP	武蔵野市緑町2-6	1	2人以上	2DK	52	有
25	町田市	森野五丁目第3AP	町田市森野5-27	1	2人以上	2DK	57	有

#### ■ 親子ふれあい住み替え募集についてのお問い合わせ先

JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 ☎03-3498-8894(代)

## 令和6年度 お客さまアンケートを実施します

都営住宅等にお住まいの方を対象としたJKK東京による郵送アンケート調査（無記名方式）を実施します。

このアンケートは毎年実施しており、11月から12月に行う予定です。都営住宅等にお住まいの方の中からアンケートにご回答いただく世帯を無作為に抽出し、調査票を郵送いたしますのでご回答をお願いいたします。（全世帯の方が対象ではありません。）

アンケートでご回答いただいた内容は、お客さまサービス向上のために活用させていただきますので、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

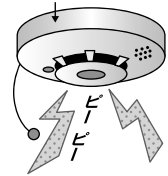
# 「住宅用火災警報器」を取替えています！

住戸内に設置している住宅用火災警報器の取替工事を進めています。

この警報器は東京都火災予防条例により設置及び維持管理が義務付けられた設備ですので、概ね10年で定期的な取替えが必要です。お住まいのみなさんの不在等により取替えができていない場合、火災の発見が遅れる可能性があります。工事のお知らせがあった場合は、取替え作業にご協力をお願いいたします。

また、住宅用火災警報器が設置されていない場合は、JKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号②）へご連絡をお願いいたします。

この部分に設置年度が記載してあります



## ◆訪問販売等の悪質な業者にご注意ください◆

取替工事は JKK東京が発注した工事会社が行います。

費用は一切かかりません。みなさん自身で購入する必要もありません。

もし警報音が鳴ったときは…

### ◆火災のとき◆

火元を確認し避難してください。119番通報と可能であれば初期消火を行ってください。消防への通報とあわせて、JKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号②）にもご一報ください。

### ◆火災ではないとき◆

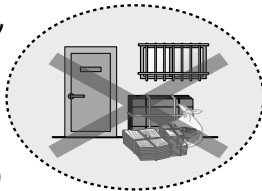
本体の警報停止ボタンを押していただくか、ひもを引いてください。警報音が止まり、通常の状態に戻ります。その後、室内の換気をしてください。

# 放火を防ぐ4つのポイント

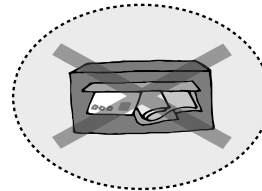
都営住宅等において放火による火災が発生しています。

放火を防ぐためのポイントをご紹介しますので、チェックしましょう。

階段、廊下、バルコニーなどの共用部分に物を置かない(避難の妨げにもなります)

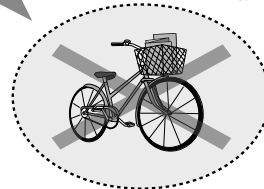


放火  
されない  
環境づくり



- ・郵便受けに郵便物やチラシ類を残さない
- ・不要なチラシ類を玄関ホール付近に捨てない

収集日の朝以外にごみを出さない



自転車のカゴに燃えやすい物を入れたままにしない

～お住まいのみなさんで、放火防止に取り組みましょう～

## 火災・事故発生時のお願い

お住まいの団地で火災や事故が発生した場合は、警察・消防への通報のほか、JKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号②）にご一報ください。24時間365日お受けしています。

ボヤなど軽微なものでも、安全確認や修繕が必要となる場合があります。

# 火の取扱いには十分ご注意を!

都営住宅等における火災の主な原因は、調理中の出火、たばこの不始末、放火などです。

調理中に調理台のそばを離れると、重大な事故につながる可能性がありますので注意が必要です。たばこ等の火の取扱いにも十分注意しましょう。

また、放火されない環境作りと緊急時の避難のために、廊下・階段・バルコニーには物を置かないようにしましょう。



## 令和7年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について

「台所流し用排水管清掃」のご希望がある団地については、清掃に要する費用を共益費としていただき、東京都がみなさんに代わって年1回の清掃を実施します。代表者(自治会)を通じて受付期間中にお申し込みください。

### ●清掃の範囲

台所流し用排水管のうち、流し部分から屋外の「第1ます」までが対象です。

### ●申込条件

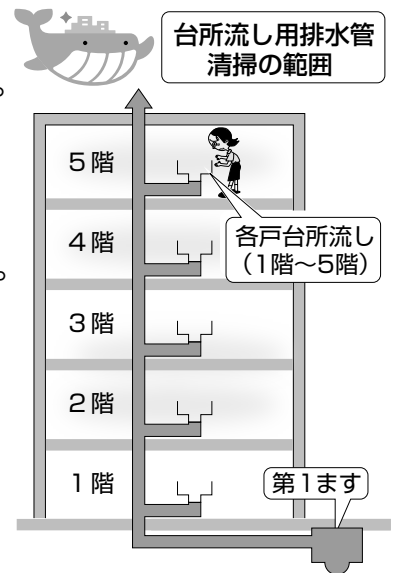
- ① 原則として団地単位で、みなさん全員の同意(新規の場合は署名簿)が必要です。ただし、棟単位でも受け付ける場合があります。詳しくは、JKK東京 お客さまセンター(6ページの電話番号①)までご連絡ください。
- ② 清掃に要する費用(1戸あたり月額210円、年額2,520円)を令和7年4月から毎月使用料とともに支払っていただきます。

### ●申込方法

【新規申込の団地】代表者(自治会)を通じて、JKK東京 お客さまセンター(6ページの電話番号①)までご連絡ください。  
【継続申込の団地】代表の方に令和7年度分の申込用紙を10月下旬に送付しています。

### ●申込受付期間・申請先

- ① 期 間：令和6年11月1日(金)から11月29日(金)まで
- ② 申請先：受持ちの窓口センター(継続申込の場合、下記のオンライン申請が可能です。)



## 【継続申込の団地】オンライン申請について

令和6年度分に引き続き、排水管清掃を申し込まれる団地の方は、オンライン申請が可能です。新規申込の団地はオンライン申請できません。

オンライン申請には、「東京都行政手続クラウド申請」をご利用ください。

右記二次元コードを読み取り→「申請手続を探す」→06\_20 都営住宅・都施行型都民住宅【自治会】各種届出・申込→台所流し用排水管清掃の申込み(継続申込団地)

※申請システムの利用にあたっては、ユーザー登録が必要です。



# 自衛消防訓練を行いましょ

自衛消防訓練は、火災や地震などの災害による被害を最小限に食い止め、みなさんがご自身を守れるよう、定期的に行うことが大切です。

訓練は、消防法令に基づき年に1回以上行う必要があります。「自衛消防訓練実施の手引」をJKK東京ホームページに掲載しているの、参考にご覧ください。



## 訓練の実施に当たって

- 訓練を行う場合や、地域の訓練に自治会等が参加する場合は、JKK東京の防火管理担当に連絡をお願いします。
- 訓練実施の際は、事故やケガに十分注意してください。
- 東京消防庁ホームページ「電子学習室」内にある、「消火器の使い方」などの動画を視聴したあと、実際の消防設備や避難経路を確認することも訓練になります。

自衛消防訓練実施の手引き  
(JKK東京ホームページ)



東京消防庁 電子学習室 検索

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



## ■自衛消防訓練についてのお問い合わせ先・ご連絡先

JKK東京 都営管理課 都営管理係 防火管理担当

下記「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

## ☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

JKK東京ホームページに「電話がつながりにくい時間帯について」を掲載しています。



### ① 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

一部の手続きで  
オンライン受付  
可能！  
詳しくは  
こちら。



ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが  
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



### ② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、  
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は  
24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが  
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



※ナビダイヤルに携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- ・すべての電話番号で通話料がかかります。
- ・お客さまセンターでは、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は電話が混み合いにつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら  
Foreign-language versions



270

古紙パルプ配合率70%再生紙を  
使用しています。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。

SAVE THE GREEN EARTH!



再生可能エネルギー

6

「すまいのひろば」No.391